

川崎町議会定例会会議録

令和6年6月13日(第3号)

○出席議員(13名)

1番	大本治久君	2番	佐々木昭雄君
3番	下斗米麻子君	4番	今田勝春君
5番	佐藤清隆君	6番	遠藤雅信君
7番	佐藤昭光君	8番	高橋義則君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	眞幡善次君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	佐藤邦弘君	会計管理者 兼会計課長	佐藤健君
税務課長	佐藤文典君	農林課長	大宮陽一君
建設課長	阿部大樹君	上下水道課長	渡邊輝昭君
町民生活課長	菅原清志君	保健福祉課長	大宮竜也君
地域振興課長	大友聰君	病院事務長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	高山裕史君
生涯学習課長	村上透君	幼児教育課長	佐藤和彦君
農業委員会 事務局長	高橋和也君	代表監査委員	大松敏二君

○事務局職員出席者

事務局長 小原邦明君 書 記 佐藤由弥歌君
書 記 佐藤明尚君

○議事日程

令和6年川崎町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

令和6年6月13日（木曜日）午前10時開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードへの設定をお願いします。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 的場要君

10番 生駒純一君

を指名します。

本日の会議の書記として、小原邦明、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

日程第2 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質間に移りますのでご了承願います。

順番に発言を許します。

通告第4号、5番佐藤清隆君。

【5番 佐藤清隆君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 女性管理職の登用について質問願います。

○5番（佐藤清隆君） 5番佐藤清隆でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

改選後、初めての一般質問ということで、再度こうして議場に押し上げていただいた町民の方々、支援者の方々に感謝するとともに、負託に応えられるような議員活動してまいります。

活動の中で町民からいただいた多様な意見を、今まで以上に町政発展につながるような一般質問をしていきたいと思っております。

それでは、女性管理職の登用について質問させていただきます。

4月の人事異動により大きく管理職の異動が行われましたが、女性管理職の配置はありませんでした。改選後、新たにこの議場でこうして発言させていただいておりますが、今までの4年間でも執行部側の席には管理職として議会の場に同席した課長は1人もいませんでした。

昨今の男女共同参画の流れや女性活躍推進法などからも、一般企業はもちろんのこと、地方自治体でも目標数値を掲げ、積極的な登用に取り組んでいるところも多くあります。人口減少社会において、就職先として人気が高いとされてきた地方公務員でさえも、受験者数が年々減少し、また新卒で採用しても数年後には退職する職員が多いなど、ニュース報道などを聞いていますと一昔前では考えられないようなことが現在では当たり前であり、職員の確保、育成などが難しくなっていることからも、今後も限られた職員で自治体業務を行う上で、これまで以上に女性の視点や感性を生かした組織運営をしていかなければ、今後立ち行かなくなると危惧しているところあります。

そこで次の点について、町長にお伺いします。

これまでに登用実績は。当町の取組、基本的な考え方。ほかの自治体と比較した場合の登用

実績の比率は。この3点、お聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 皆さん、おはようございます。

女性管理職の登用について、5番佐藤清隆議員の質問にお答えします。

1点目、「これまでの登用実績は」との質問ですが、一般行政職ではこれまで3名の職員を管理職として登用した実績があります。しかしながら、現在は退職しており、女性管理職は1人もいない状況になっています。

2点目、「川崎町の取組、基本的な考え方は」との質問ですが、基本的な考え方としては職員の意欲や能力などを総合的に判断し、管理職の登用を行いたいと考えております。特に男性だから女性だからといった観点はなくし、可能な限り男女均等に機会が与えられるよう配慮しているところです。

その上で、女性管理職の登用については、採用から人材育成、働き方の充実など、非常に息の長い取組になると認識しております。あらゆる面において、ほかの自治体と同等の制度を整備しながら、女性管理職がいない現状を鑑みますと、今後は意識改革を促すための取組が必要になるものと考えております。

3点目、「ほかの自治体と比較した場合の登用実績の比率は」との質問ですが、令和5年度に行われた宮城県の調査によりますと、県内の35市町村全体の女性管理職の割合は、一般行政職で18.7%となっております。また、仙南2市7町では21.4%となっており、川崎町における管理職の人数に換算いたしますと二、三名ほど少ないという状況になっております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） この質問するに当たり、いろいろと私のほうでも調べてみました。内閣府のホームページに、男女共同参画局が出している全国の市区町村女性参画状況、要は見える化マップというものが出ておりました。これは、首長、市区町村議会議員、公務員などの女性の参画状況を見える化マップとして公表しているものです。これは平成28年度からのデータとして8年前から見ることができました。管理職に占める割合や、係長相当職に占める女性の割合などが載っておりました。またほかにも、審議会や自治会などの女性の参画の割合なども載っており、もし見たことがない方がいらっしゃったらぜひ見ていただければなと思っております。これは数字だけではなくて、色分けもされておりました。ゼロ%、10%未満、20%未満、30%未満、30%

超と、これは8年前からのデータとして比較してみることができました。

県内で見ますと、大河原町、大衡村、涌谷町、気仙沼市などが30%を超えており、これを見る限り女性の登用が進んでいるんだなと見ることができました。

この自治体の8年前のデータを見ますと、少しずつ増えている自治体もありましたし、8年前から大幅に増えたところの自治体もありました。

さて、令和5年度、先ほど一般行政職18.7%というお話をありました。こちらのデータを見る限り、県の平均20.86%というような数字が載っておりました。8年前の平成28年だと、県内は17%。3%ちょっとやっぱり上がっていると。県内でも少しずつ進んでいるのかなと、数字からも読み取ることができました。

もちろん、先ほど答弁もありましたとおり、当町のような小規模自治体では、1人、2人の増減で割合が大きく変化することは重々承知しておりますが、同規模の自治体や地方の自治体でも進んでいるところも多くあるのも現状です。せめて、県の平均値をクリアしていく、あるいは近づける必要があるのかなと感じておりますが、先ほど答弁いただいた基本的な考え方、これからの方針で平均値に近づけることができるのか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤清隆議員の質問にお答えします。

私、町長になって13年目なんですけれども、これまで4人ほど女性の方に、4月から課長になっていただきたいと申し上げたことがございました。2人の方からは「課長になるんだこっそり役場辞めさせてください」と言われました。やはり、議会で答弁したり、そのプレッシャーは大きいと思います、とても、課長は務まりませんと。それから、親が年取ってきて介護の必要が出てきたので、なかなかそっちまではやれません、子供の送り迎えしているのでとても今は課長の仕事はできませんというようなことで、4人から断られました。

正直、私のやり方が間違っていたのかもしれません、男の人の場合は何もなく辞令を交付して、4月から課長だというところがありました、女性についてはそういった慎重な面が駄目だったのか、今思えば本人に確認せずもう辞令を交付したほうがよかったですのかなって思うときもございますが、やはりそういった遠慮が駄目だったのかなと思うところもございます。

いずれにしても、仕事の面ではしっかりとされているものですから、やはりこれからは、そういったものをこれまで以上に評価しながら、人事を組んでいかなければならぬのかなと思っております。

それからやはり、久しく管理職がいないので、一遍に何人かやるなんていうのも必要なかも

されませんが、いずれにしても事前のお願いでは断られてきたのが事実でございます。私のやり方がまずかったかもしれません。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 私も、今町長に答弁いただいたとおり、管理職目前にして辞める職員という話は聞いたことがありました。また、他町村でもやはり直前になって、管理職を嫌ってといいますか、重責に耐えられず、やっぱり拒否する方がいらっしゃるという話も事実聞いたことがありました。まだまだ女性の中でも管理職員に対する理解というか、そういったものがまだまだ進んでいないのかなと改めて思った次第です。

そこで、近隣の自治体の女性管理職の登用状況、ちょっと聞いてみました。正直、どこの自治体もまだまだ少ないなという思いでしたが、近隣ですと大河原町だけが突出して登用が進んでいました。職員の数もほぼほぼ男女の差異はなく、課長級の職員は女性が約40%、一番私調べで驚いたのは課長補佐の数が女性のほうが上回っていました。これは私の推測になりますが、長い年月をかけて行われてきたものだと数字を見て感じました。

女性の管理職を登用するには、男女の区別なく、意欲と能力のある職員を登用していかなければならぬと思います。私が考える女性の管理職を増やすためには、女性の職員の一定数の採用と、結婚と出産後も継続して就業していること。男女の区別なく人材育成が図られていることなど、これらが結果として係長などの管理職候補者が、職員が増えていくものと思っております。そのためには、採用から配置、育成、昇任にわたる長いプロセスにおける取組が求められていると思っております。

そこで、町長が職員を採用するに当たり、特に女性職員はどんなことを重点に考え採用しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私はやはり、女性に限らず、採用をするときはやっぱりコミュニケーション能力かなと思うときもあります。

話がちょっと脱線してしまうかもしれません、清隆議員がおっしゃったように、新しく採用しても、慣れてきたなと思うともう「やりたいことが見つかりました、町長、別な職場に行かせていただきます」と、そういう方、それから合格通知を出しても後から「別の自治体が合格になったので、そちらに行かせていただきます」と、そういう例もこのところは多いところです。職員採用、今までほかの町と同じぐらいのスピードでやっていましたが、川崎町、今年は早い段階で区長さんたちにチラシを入れてもらいました。また、次の広報でも募集を入れようと思っ

ております。本当に、職員を確保するのが難しい時代になりました。女性を採用しよう、男性を採用しようという前に、まず受験していただかなければなりません。それで、とにかく受験してくださいというチラシを町内にも全戸配布しているところでございます。

女性を何人採用しようという前に、まず一次試験がたまたま男しか上がってこない場合、女人しか上がってこない場合、そういう場合もございます。管理職の前に、まずやはり女性だからとかそういうのではなくて見てています。

例えば、3年前まで公民館で会計年度職員だった女性、一生懸命働いておりました。川崎町では、どこの市町村も昔はそうだったんですけども、29歳までしか役場の試験を受けることができません。それを35歳まで延ばしました。今は40歳です、40歳まで受けることができる。公民館で一生懸命働いていた彼女、35歳前だったので試験を受けてみたらいいんじゃないと。そして、コロナワクチン接種で、私、受付に行ってもらいました。多くの町民の皆さんのお受けをする、どんな対応をするんだろう。皆さんもご存じのように、コロナワクチン接種の受付は正職員ではございませんでした。その彼女、すばらしい対応をしておりました。幸い一次試験を通ってきたので面接をしましたら、建築関係にも興味があるということで、今、建設課で現場を担っております。

また、3年前の事件以来、技師を確保しなければならないというので、女性の技師を採用しました。彼女は今も、何回目かの研修に行ってスキルアップをしているところでございます。

やはり男性だから女性だからではなくて、やはり一生懸命頑張っている人には、町の職員になってもらって、町民の皆さんのために働いていただきたいと思っております。やはりコミュニケーション能力、一生懸命頑張る姿勢、そういうものを大切にしながら、人を採用していくたいと思っておりますし、多くの皆さんに関心を持ってもらって、この役場で一緒に働いていってもらいたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 先ほど、大河原町の状況をお話しさせていただきましたが、これはやはり長いプロセスと取組が本当に必要なかなと改めて思った次第です。その中には、キャリア意識の醸成、これはしっかりと図っていかなければならぬのかなと改めて思った次第です。

ちょっと誤解を恐れずに言わせていただきますと、優秀な人材が上に来ない組織は破綻するよく言われるように、組織としての人材登用・配置の目的は、組織力を高める、組織力を強くすることと私は思っております。性別に関係なく優秀な職員が上にくる組織づくりこそ、人事や配置が必要ではないかと思っておりますが、どうしても公務員という組織は年功序列だったり、男

性社会というイメージがいまだに強くありますが、町長はどんな人材登用、配置をしてきたのか、これまで、お聞かせいただければなと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤議員の質問、本当に考えさせられるところでございます。本当に、西洋のことわざには、組織と魚は頭から腐るという言葉もございます。やはり、トップや上司がしっかりしていかなければ、慢心していけば組織は駄目になってしまう、腐ってしまうという言葉であります。佐藤議員おっしゃるように、本当に職員をどのように採用していくか、どのように育成していくか、また自分も努力していくか、これ大変な問題でございますが、先ほども申し上げましたが、コミュニケーション能力や主体性やそういったものを中心に一緒に努力していく、そういう姿勢と一緒に続けていくことが基本ですし、それに相まって努力していく、いける人が欲しいなと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 佐藤清隆君。

○5番（佐藤清隆君） 最後の質問とさせていただきます。

今の時代、男性だから、女性だからと言っている場合ではないのかなと思っております。本来あるべき意欲と能力本位で登用が進まなくてはならないと感じております。これから女性管理職を登用するに当たって、当町の女性職員にどんなところを求めているのか、あるいは希望するのか、町長からお聞かせ願いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 本当に難しい質問だなと思っています。

私、今、女房が手術して3週間ほど家にいません。なかなかいろいろなことが手につかなくて、苦労しております。改めて、女房がいなければ手も足も出ないなと思っています。女性のお力を借りなければ前に進むことはできません。本当に細やかな配慮、そういったものを女性の方々は持っていますし、また強い意思も持っています。我々男性以上に女性の方のほうが細やかだったり強かったりしているなと思って、ふだん支えてもらっていることにつくづく感謝している毎日でございます。今日午後から女房が退院して帰ってきます。そのことを考えてばっかりで、一般質問に身が入らないのかもしれません。

いずれにしても、そういう細やかな配慮、周りを明るくする雰囲気、そういうものは女性特有なものだと思っております。改めて、女性の皆さん之力がなければ前に進みませんので、引き続きのご協力を願うところでございます。ぼーっとして答えになりませんでした、すみません。

○議長（眞壁範幸君） これで佐藤清隆君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第5号、4番今田勝春君。

【4番 今田勝春君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 用水堀の整備等について質問願います。

○4番（今田勝春君） 4番今田勝春です。ただいま議長より許可をいただきましたので、質問いたします。

用水堀の整備等について。

当町では、各道路関係・用排水の上下水道、消火栓と防火水槽、防犯灯、その他の河川など、様々な施設を整備しているところであります。このような整備及び維持管理に関して、今後とも万全を期していただきたいと思っているところであります。

さて、町で管理していないもので、各地区にある用水堀について伺います。

各地区には、各用水堀が整備されており、各地区の水利組合が維持管理を行っております。現在、高齢化が進んでおり維持管理が困難な状況になってきております。また、どの施設も老朽化しており、もし改修等の工事をした場合には地元負担が10%であります。その負担が大変であるため、負担率を下げることができないかお伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 用水堀の整備について、4番今田勝春議員の質問にお答えします。

用水路の修繕工事に係る受益者負担率の軽減、負担率を下げてほしいについての質問でありますが、用水路につきましては、農業用水以外にも生活用水や防火用水、火事になった場合そこから水を引くわけですから防火用水としても利用され、地域に安心と潤いを与えて重要な水利施設と誰もが認識しているところでございます。

用水路の維持管理につきましては、議員おっしゃるとおり、水利組合や行政区などで管理いただいており、受益者負担金については川崎町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例に基づき、慣例によりましてこれまでやってきたのですが、町の単独事業の場合は工事費の10%を負担していただいており、国や県などの補助事業の場合は補助率はいろいろ様々でございますが、その補助残額の10%を負担いただいております。

今田議員から、受益者負担率をもう少し下げられないのかということにつきましては、受益者にはしっかりと負担をしてもらうという原則や、ほかの商工業など、産業に対する支援の状況を

踏まえますと、負担率を下げるということはなかなか難しい状況と考えております。ご理解賜ります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。今田勝春君。

○4番（今田勝春君） 各用水堀は農業用水、生活用水、防火用水の役割を果たしております。

万が一火災が発生した場合には、町民の命と財産を守るため、最初に消火栓や防火水槽で初期の対応ができますが、最終的には用水堀の水が欠かせないものであります。

また、減反で面積の減少もあり、この頃自治会からの脱会もあり、水利組合費の減少になってございます。

これらのことでの、再度伺います。よろしくお願ひします。

○議長（眞壁範幸君） 今田勝春君、よろしくお願ひしますはなし。町長。

○町長（小山修作君） 今田議員の質問にお答えします。

確かに、減反政策で組合の負担の金額が少なくなってきたり、自治会を辞めたりいろいろな状況を様々なところから聞いているわけであります。

しかも、今田議員はこれまで役場の課長として最前線でそういったことを、町民の皆さんにご理解賜ってやってきた方ですから、釈迦に説法ではございますが、そういった中で今田議員がおっしゃるということは、やはり町民の方々の負担状況がそこまで深刻になっているものだと痛感しているところでございます。

本当に人口が減ってきて、これからどのように町を維持していくのか、町民の皆さんのご負担を賜っていくのか、大きな課題でございますし、用水路の整備はかねてからの懸案でございます。

やはり、最前線で悩まれている方々の意見を真摯に受け止めて、この負担については一旦時間を頂きまして、考え方させていただきとうございます。

この頃、時間を下さいという答えが多くなってしまっておりますが、それだけやっぱり、状況が変わっているなということも感じております。しっかりと町でも検討し、議員の皆さんにもお知恵を借りるようにして考えていきたいと思いますので、やはりこの問題も切実な問題だと思っております。少し、今田議員、時間を頂きとうございます。

○議長（眞壁範幸君） これで今田勝春君の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第6号、8番高橋義則君。

【8番 高橋義則君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、農地の地域計画策定について質問願います。

○ 8番（高橋義則君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。
8番日本共産党高橋義則です。よろしくお願ひいたします。

これまで地域の話し合いにより、人・農地プランを作成、実行してきましたが、今後高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されないことが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう農地の集約化などに向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

このため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外からの農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを利用した農地の集約化などを進めるため、基盤法などの改正法が令和5年4月1日に施行されました。これまで地域の皆さんの協力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすため、期待できる農地の集約化などの実現に向け、将来地域の農地を誰が利用し農地をどうまとめていくか、農地を含め地域農業をどのように維持発展していくか、若者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合って計画をつくるものです。

①3月に担い手農家の意見交換会で、地域の農地をどんな人がどのように担うか話し合わせました。多くの農地の今後を話し合っている初期段階であり、大まかな利用計画を示していましたが、その後話し合いは行われたのか。

②少ない担い手が今後の農地を守るため何が必要か。

③担い手を中心に進められているが、行政、各種団体の役割の進め方はどのようにしていくのか。

以上の3点をお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 農地の地域計画策定について、8番高橋義則議員の質問にお答えします。

初めに、地域計画の策定につきましては、近年少子高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地の増加など農地が適切に利用されなくなることが懸念され、農地を集約化していくことが課題となっていることから、農業経営基盤強化促進法において10年後を目安に誰がこの農地を利用するのか、一筆ごとにし耕作者を示す目標地図を、令和7年、来年の3月までに策定することと改正されたものです。

1点目の、「その後の話し合いは行われたのか」につきましては、3月3日に地域計画策定に向

けて1回目となる担い手農家の意見交換会を開催しましたが、その後は農作業が忙しくなりましたので、農閑期に開催したいと考えておりました。今後は、田植が一段落します7月以降に改めて意見交換会を開催したいと考えております。

2点目の、「少ない担い手が、今後農地を守るために何が必要か、また対策は」につきましては、地域計画は、その地域の皆様が地域農業の将来の在り方を検討し、10年後の担い手農家を示すものでありますので、担い手が少ない場合はほかの地域から担い手を誘致することや、地域で新たな農業法人を設立するなどの担い手農家を増やす対策や、地域計画の区域範囲を、利用困難な農地を山林へ還元し利用していく農地を減らす対応など、やむを得ない判断も選択肢としてありますので、関係機関と協議しながら地域に合った対応策を皆様と検討していきたいと考えております。

また、担い手農家の負担を軽減することも一つの方法であります。出し手農家が草刈りなどへの参加や、地域の中には多面的機能支払交付金事業などを活用することで、負担軽減が図られます。ほかにも、基盤整備事業に取り組むことにより、担い手農家へ農地集積を図ることも一つの方法であります。いずれにしましても、地域での話し合いが重要でありますのでご理解願います。

3点目の、「行政、各種団体の役割とする進め方は」につきましては、関係機関と役割につきましては、県は地域計画の策定支援や補助事業などの情報提供、農協は組合員の経営意向の把握提供、農業公社は他の市町村の受け手の情報提供、基盤法の解説などがあります。このため、必要に応じて関係機関に参加いただき、それぞれが役割を担いながら実りある協議が展開されるよう進めてまいります。

また、地域計画の策定については、初めから全ての農地に耕作者を示すことは大変難しいと考えておりますので、来年度以降も定期的に地域との話し合いを重ねながら、計画を更新していくと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。高橋義則君。

○8番（高橋義則君） 今、食料の自給率、カロリーベースで38%となっております。単純に申しますと、40の方は生き残れるが60の方は餓死して死んでしまうという、そんな日本の食料自給率です。この大事な食料を、この川崎町でどのように考えて自給率を高めて、日本全体の底上げをしていくか、それが重要な課題だと私も思っています。

しかし現在、現状を見ますと、先ほどの回答にもあったように、若い担い手、これから10年後の担い手そのものがもう少なくなっている、もしくは皆無状態のところもあると思うんですが、それを一番基本に考えて、10年後はどういう農業経営でこの農地を守っていくか、この町の農地

を有効に利用していくかということを考えながら進んでいくべきだと思います。

そこで、他町村からの就農者というか、そういう人も誘致するという考えもありますけれども、この人口減少の中で若い人が少ない状態でもあります、今後若い人を農業に参入できるような、何か案があればと思いまして、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大宮陽一君） 高橋議員の質問にお答えします。

新たな担い手になるべき新規就農者、町では何か対策があるのかというご質問だったとお伺いました。今現在、町では新規就農者という方で、これまで18人の新規就農者を受け入れているところでございます。今現在、相談を受けている新規就農者3名いらっしゃいまして、その新規就農者、農地がどこか住む場所をどこかということで相談を受けているところがありますので、まずはどんな農業をしたいのか、どんな支援がしたいのか、農地はどのくらい計画しているのかということで、川崎町になるべく新規就農していただけるような相談、支援体制を今している状況でございます。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○8番（高橋義則君） ただいまご回答がありました新規就農者が、町の農業者としての新たな人たちだということで、これかなり力になるかと思うんですけども、基本的には新規就農者で入った方々はどうしても小規模で経営なさっている方が、特に野菜とかを作っている方が多いんですけども、現時点では稲作をやっている大規模農家に替わる人たちというのは、なかなかその家の後継者だったり、またあと地域でやっている方々しか見受けられないものですから、もっと農業で食えるような、食えるようなというよりも、水田によって、その水田を利用した農業経営によって、経営できるような、何かこの戦略的に、その方々を応援できるような政策があればと思ってご質問いたします。よろしくお願ひします。

○議長（眞壁範幸君） 高橋議員、最後によろしくお願ひしますというのは使わないでください。やっぱり一般質問ですから、ありがとうございますとかそういったものなしで、しっかりと、質問だけに徹底してください。

農林課長。

○農林課長（大宮陽一君） ただいまの高橋議員の質問にお答えします。

新規就農、畑の方が多い状況でございます。水田のほうで、農業で何とか生計立てるような支援策、補助事業とかないかということで、質問を承ったところでございます。

まず今後、国や県、関係機関とそのような情報を提供いただきながら、補助事業を探つていけ

ればと思います。今現在、新規就農で年間150万円、3年間というのがございますけれども、水田農業に特化した補助金は今のところないという状況でございます。ですので、まずは国、県の方と今言った状況を、川崎以外にもそういった新たな農業者の開拓というのは同じ問題がありますので、いろいろ情報を探りながら、今現在やっている農家の方も継続していただけるような方策も検討しながら、いろいろ検討して情報を提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 農業政策については、これまで多くの議員の皆さんから様々な提言をいただいております。川崎町独自の支援策であったり、国の政策を補強したりしてきたところは、皆さんご存じのとおりだと思いますが、やはり担い手農家を育成する町独自の政策などもございます。それで不十分なところも理解しているところでございます。

ただ、本当に正直申し上げて、農業関係の方に対しては、ほかの業種から比べるとかなり手厚くやっているのも事実です。その中で、必要性も分かっております。高橋議員はその世界が一番詳しいわけでありますから、引き続き何か提言などありましたら出していただいて、やはり我々も検討し、またほかの業種の方々に理解してもらえるような政策を取っていかないと、何で農業の分野の人だけともなりますので、その中で整合性取っていかなければなりませんので、しないということではなくて、これまで以上にしていかなければならぬと思っています。

先ほどの、今田議員のおっしゃることももつともございますので、いろいろな提言をしていただき、我々も練って、それを町民の皆さんにご理解賜っていく、この作業を続けていくしかないと思っておりますので、引き続き提言、提出、いろいろな、よろしくお願ひします。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○8番（高橋義則君） 確かに、今町長がおっしゃったように、農業に関していろいろな手厚い支援もあります。しかし、地域がだんだん崩れていく、確かに空き家とか、若い人がいなくなるというのは、やっぱりその地域計画の中にこの地域で若い人が住めるような、農業をやりながら住めるようなことも含めて、この地域計画を考えていかなければならぬと思っています。

現実的に、私も農業をやっているんですけども、やっぱり物価高騰のため経営が大変厳しい状態で、農業経営をやるんだったら会社に勤めたほうがずっと収益的にはいいものなというような若い人たちの話を聞くと、やっぱり農業に携わる人が収益から、収入からの面でもかなり厳しいものですから、そういう面で若い人が就農しないということもあるんですが、その辺のところをもう少し、先ほどいろいろなご回答がありましたけれども、収益を高めながらこの地域を盛り

上げていくような地域計画を進めるべきだと考えます。もう一度お伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 高橋議員の質問にお答えします。

町長として、本当に高橋議員が期待するような答えを言えなくて申し訳ないんですが、やはり収益性を高めたりする、そういうことについては、やはり町として行政として方向を示すことができないのは申し訳ないと思っております。そういうことを踏まえながら、町として支援できる方法を模索していかなければなりませんし、これからのお手の手の人たちを支援していくかなければならないと思っております。

先ほども申し上げましたが、ほかの町にはないお手の手を支援する制度などもありますので、それをさらに充実させていくとか、そういう予算をもっと取っていくとか、やはりそういう形でしか今我々はできないのではないかと思っておりますが、それもやはり皆さんのご理解を得なければなりませんので、ただ本当に、高橋議員のおっしゃることごもっともでございますので、今までの政策をさらにバージョンアップするとか、予算をもっと大きくするとかも含めて、検討していくので、いろいろな提案を、提言をお願いするところでございます。

○議長（眞壁範幸君） 暫時休憩いたします。再開は11時5分とします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、自衛隊への個人情報提供について質問願います。

○8番（高橋義則君） 2問目の質問は、自衛隊への個人情報提供について質問いたします。

2006年、住民基本台帳法が改正され、原則非公開となっております。例外的に、同法11条1項で国または地方公共団体が法令で定める事務の遂行のために必要である場合、個人4情報、氏名、生年月日、性別、住所の写しを閲覧することをのみ可能とする規定が置かれています。その中で、次のようなことについてご質問いたします。

①今、自衛隊では18歳及び22歳の男女の名簿の閲覧及び提出が他町村で問題視されていますが、本人の同意なく個人情報の提供は、憲法で定める基本的人権を無視するものである。当町では、このような情報提供は行っているのか。

②住民基本台帳法では情報の外部提供の定めはないが、今後の対応は。

③共産党の調査では、名簿提出は法定委託事務ではないと述べているが、考えは。

以上の3点についてお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 自衛隊への個人情報提供について、高橋議員の質問にお答えします。

1点目、「今自衛隊では18歳及び22歳の男女の名簿の閲覧及び提出が問題にされているが、本人の同意がなく、個人情報の提供は憲法で定める基本的人権を無視するものである。川崎町ではこのような情報提供を行っているのか」との質問ですが、自衛隊宮城地方協力本部より情報提供の依頼があれば提供を行っています。

2点目、「住民基本台帳法では外部提供の定めはないが、今後の対応は」との質問ですが、令和3年2月に出された総務省及び防衛省からの通知では、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として、自衛隊法施行令第120条の規定に基づき防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができるとされていますので、依頼があればこれからも情報を提供する考えでございます。

3点目の、「共産党の調査で名簿提供は法定受託事務ではないと述べているが、考えは」についてですが、自衛隊法では都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する一部を行うとされており、募集に関する事務の一部は地方自治法施行例に規定されている第1号法定受託事務に当たると考えております。ご理解をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○8番（高橋義則君） ただいまの回答の中で、情報提供の依頼があれば提供を行っていますという回答がありました。今まで何年間、こういう情報提供を行っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菅原清志君） すみません、私の記憶の中ということでお話ししますと、ここ10年は情報提供は行っております。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○8番（高橋義則君） 現在、町内でもマイナンバーカードが普及しております、いろいろ情報的なものが集約されたカードとなっております。今回のような自衛隊募集の例ええば18歳、22歳と限定した情報なども、このマイナンバーによって確認することができるのか、お伺いします。

○議長（眞壁範幸君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菅原清志君）　ただいまの質問は、自衛隊でマイナンバーを使って確認できるのかという捉え方でお答えいたしましたが、自衛隊ではマイナンバー自体の個人の番号等は分かりませんので、それは確認はできないと思われます。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　ただいまの回答で、その個人の番号が分からなければできないという回答でしたけれども、マイナンバーそのものの機能として、例えば18歳に達する男女とか、そういう、例えば検索した場合、その情報が一気に来るようなシステムはないんですか。

○議長（眞壁範幸君）　町民生活課長。

○町民生活課長（菅原清志君）　マイナンバーの情報自体は、あくまでも市区町村で管理をしておりますので、自衛隊がそれをのぞきにいくといいますか、番号等が分かったとしても確認できるようなシステムにはなっておりません。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　それに関してですけれども、自衛隊そのものはマイナンバーカードをやることができなくとも、先ほど町のほうで提供できるという話であれば、マイナンバーカードの中の情報を町で提供することはできるのか。それをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君）　町民生活課長。

○町民生活課長（菅原清志君）　マイナンバーカードにつきましては様々な情報があるかと思われます。町で情報提供しているのは、氏名、住所、性別、生年月日となっておりますので、その4点についてのみの情報提供となっております。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　ただいまのその情報提供は、マイナンバーによる情報提供なのか、それとも紙による、紙というか、そういう住民票の中の情報なのか、その辺がちょっと違いが分からなかつたので、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君）　町民生活課長。

○町民生活課長（菅原清志君）　あくまでも住民基本台帳に記載された事項の情報提供となります。

○議長（眞壁範幸君）　町長。

○町長（小山修作君）　18歳になった方々に、自衛隊では隊員を募集していますよというチラシを送るということだと思います。そうやって、自衛隊に関心のある方は勉強してください、応募してください、18歳になったら自衛隊に入ることができますよという資料を送るというところで

ございます。

自衛隊の方々、例えば川崎町でも大雨があつたりすると自衛隊の人が来て、役場に詰めて、いろいろな協力をしてもらつたりしております。災害のときもちろん、皆さんの災害復旧の場合など、一生懸命働いてもらつておられますので、自衛隊員になることも、18歳で応募することもできますよというような資料を送るということですね。そういうことなので、町としても協力は惜しまないというところでございます。

○議長（眞壁範幸君）　高橋義則君。

○8番（高橋義則君）　ただいまの回答の中で、18歳になったとき情報を提供され、自衛官の募集をするような手紙というか、そういう知らせをするわけですけれども、今まで情報を得た中で、何でその情報が自衛隊から来るんだと驚いている方もいるそうなんです。基本的に、この情報も自衛隊法で定めてあるものかもしれませんけれども、同意なくしてその情報を提供することはうまくないと思うんですが、その点はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君）　町長。

○町長（小山修作君）　私は、先ほども、町の職員を募集します、若い力が必要ですということをやっぱり皆さんにお知らせする、役場は40歳まで受験できますよと。同じように、18歳になったら自衛隊に入ることもできますよと、そういう皆さんに情報を提供することは、悪いことではないなど、個人的には思っております。

先ほども申し上げたように、大雨が降つたり、地震のときには一緒に役場に詰めていろいろ対応してもらって、改めて自衛隊のありがたみ、必要性を感じているところなので、入れという文書ではなくて、応募できますよという文書ですから、これからもそういった面での協力は、やぶさかではないのではないかと、私的には思っております。

○議長（眞壁範幸君）　これで高橋義則の一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君）　通告第7号、9番的場　要君。

【9番　的場　要君　登壇】

○議長（眞壁範幸君）　初めに、スキー場閉鎖に伴う小学校スキー教室について質問願います。

○9番（的場　要君）　9番的場　要でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿つて質問いたします。

改選後、初めての一般質問になります。この機会を与えていただいた皆様に感謝を申し上げ、そしてまた学びを深める機会と捉え、引き続き活動してまいります。

それでは、スキー場閉鎖に伴う小学校スキー教室について質問をいたします。

これまで、町内各小学校ではそれぞれスキー教室を行ってきましたが、昨シーズンは雪不足の影響もあり残念ながら中止となりました。町にスキー場があり、リフト券やスキー用品、ウエアのレンタルも無料ということで、冬場のスポーツ、野外活動を楽しむ環境が整っていたと考えますが、残念ながらセントメリースキー場は閉鎖となりました。それでもスキーをしたい、滑りに行きたいという小学生がいて、スキー教室の継続を望む声があるようです。これまでとは違った環境での対応になると考えますが、今後の方針、考え方について伺います。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

【教育長 相原稔彦君 登壇】

○教育長（相原稔彦君） 9番的場 要議員のご質問にお答えいたします。

スキー場閉鎖に伴う小学校のスキー教室について、スキー教室の継続を望む声があるようだが、今後の方針、考え方について伺うとの質問であります。まずこれまでの状況を説明いたしますと、例年各小学校において3年生、4年生が1月下旬から2月中旬にかけて延べ2日間、町内のスキー場においてスキー教室を実施しておりました。教室の開催に当たっては、町の送迎バスを利用したほか、スキーインストラクターへの講師謝礼等おおよそ40万円ほどは町が予算化し、支援したところであります。ほかに、児童のリフト代やスキー用具のレンタル料金については、指定管理者が協定に基づき無料でご対応いただいており、各学校としては昼食代の負担のみで教室が開催できておりました。ただし、川崎小学校では、追加のインストラクターや支援員を独自で確保し、PTAの予算から15万円ほどを措置しております。

次に、本年度におけるスキー教室の開催についてであります。既に各学校においては保護者も交えて検討が進められ、第二小学校においては開催しないとの決定がされているほか、富岡小学校についてはスキー教室に替えて全学年での日帰りによる蔵王自然の家の冬山を楽しむ体験活動を開催する予定です。川崎小学校においては、児童や保護者の意向確認を行い、最終的には、学校判断に委ねられ、現在のところは開催する方向で検討を進めているところであります。

以上のことから、川崎町の方針としては、各学校の事情も異なることから、スキー教室の開催の有無については各学校の判断に任せ、送迎バスの手配や、体験活動の講師等に支払う経費等については、各学校とも相談し引き続き支援を行ってまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手を願います。的場 要君。

○9番（的場 要君） スキー教室については、各学校の判断にお任せをする。そして、川崎小

学校については、今年度もスキー教室を継続させていくという方向だという答弁がありました。

セントメリースキー場がなくなってしまいましたが、やはり川崎の立地というものを考えた場合に、セントメリーまで中心部からいきますと15分、20分、えぼしスキー場がプラス10分ぐらい、そしてそこから白石スキー場までさらに10分ほどということで、環境的にはもうウインターポーツに関してはいい環境にあるなというところで僕は思っております。

川崎小学校、今年度継続していただく方向のようですが、これまでのような、全て無料というわけにはいかないというところであります。もちろん自己負担も発生しますが、その中でもなるべくお金のかからない方法を探っていただいて、そしてやりたいというお子さんがいれば、ぜひ僕は継続をしていただきたいと思っております。

僕が小さい頃、川崎小学校でスキー教室がありました。その当時のスキー教室は、笹谷の町の中にある畠で歩いて滑るスキー教室、リストももちろんありません。スキーも物すごい古いの借りて、分館から借りて滑ったのを覚えております。歩く、リフトのないスキー場ですから、楽しさだけではなくて、どちらかというと多分つらさのほうが多かったかもしれません。それでも、スキー教室が終わった後は、週末500円ぐらいを握り締めて、バスで笹谷まで行って、200円で借りて、お昼は友達の家でごちそうになって、滑ってきました。それによって、僕は精神的にも、体力的にも、非常に鍛えられたと思います。スキー、そしてウインターポーツでないと経験できないものが多くあったと捉えています。今の子供さん、非常に恵まれているなという思いがありながらも、やはりそういう冬場の外でやるスポーツの楽しさ、そしてつらさを皆さんで経験していただく、これは今後の人生に必ず僕は財産になってくると思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 子供たちにとって冬のスポーツ体験、非常に価値のあるものではないかというご質問と受けさせていただきました。

子供たち、特に小・中学生にとっては、様々な体験的な学び、これはスポーツ、あるいは冬のシーズンを問わず、心を成長させていく非常に大きいものだと感じております。もちろんスキー教室もその中の一つでございますが、実はちょうどコロナがございましたときに、秋口の野外活動がいろいろな状況でできないというときに、川崎第二小学校の子供たちがるぽぽに出向きました、ちょうど1月、2月頃の雪の中を散策いたしました。そのときに、春に向けて生き物たちがもう既に動き出しているんですね。営みを始めている様子を、るぽぽの奥様、学校の先生もお務めだったということでご指導いただきながら、新たな発見などもできてきたという経緯がございますので、スキーなども含めて、川崎にならではしかできないものというのはたくさんございま

す。北川に行っての水辺の安全教室、カヌー体験、ライフジャケットをつけて川に流されてみるというような体験も本当に川崎ならではの体験だと思いますので、あらゆる機会を通じて子供たちに体験活動して、地元のよさと、それから体験活動を通して養える心のたくましさというのは継続して、教育委員会、町を挙げて支援していきたいと考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） このスキー教室、今までやっていただいていましたが、これに関連して、町民スキー教室も生涯学習課の担当でやっていただいております。それに関しましては、ちょっとお伺いしたところ、今年度ももちろんやりたいという方向、そして引き続き希望者がいれば継続をしていきたいという方向がありました。

学校のスキー教室が終わって、それが終わって楽しいと思ったことは、今度は町民スキー教室のほうに移行していく。そしてある程度滑れるようになると今度は個人的にお友達と行ったりするという流れがありました。まさに僕もその流れで、スキーを笹谷で滑った後初めてリフトのあるスキー場に行ったのは澄川スキー場で、それは町民スキーで行かせていただきました。公民館の前からバスに乗っていって、そしてリフトがあるスキー場で初めて滑って、深雪にはまって動けなくなって、泣きながら、何でこんなところに来たんだろうと思ったのを覚えております。しかし、誰も助けてくれない中で、自分で考えながら体を動かして、そしてその経験がやはりその後の僕にとっては大きな役割があった。そして、その経験をさせていただいた、ご指導をいただいた皆さんのおかげでもあるなという思いがあって、社会人になってから地元の子供たちのスキー教室のインストラクター、スキークラブのインストラクターとしても活動してきました。先輩にお世話になったものは先輩に返すんではなくて、次の世代にそれを返していく、こういった流れが間違いなくまちづくりには必要だろうと思います。

ですから、スキー場がなくなったからスキーはもうやる人いませんよね、いなくなったねというのではなくて、それでも川崎はやっぱり山が近い、そしてセントメリーでスキーを過去にした人もいた、これからはほかのスキー場であってもぜひスキーを続けていきましょう。そして、その楽しさをまた次の世代に伝えていきましょう。こういう流れが、僕は川崎町にとって、非常に大切だと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 人材育成を兼ねた、本当に先輩から脈々と受けつながる活動の在り方ということでご質問い合わせました。

私のほうで、生涯学習課で担当しておりますスキー教室の在り方について、まだ詳細ちょっと

聞いておりませんけれども、少なくとも川崎町、運動笑楽校を含めまして様々な種目のスポーツ活動、子供たち、一般町民の方にご提供して、健康な体づくりということで取り組んでございますので、的場議員おっしゃるように、川崎町は他の市町のスキー場も近い立地条件にありますので、そしてお世話をBG職員も非常に熱い思いを持った職員でございますので、検討しながら、できることをできる範囲で進めていきたいと考えてございます。

○議長（眞壁範幸君） 次に、ヒアリングフレイルへの取組について、質問願います。

○9番（的場 要君） 続きまして、ヒアリングフレイルの取組について質問させていただきます。

ヒアリングフレイルとは、耳の虚弱、聞き取り機能の衰えのことで、聴覚機能の低下によるコミュニケーションの問題や、QOLの低下などを含む身体の衰えの一つです。ここ数年、全国の自治体でヒアリングフレイルへの取組が始まっていますが、宮城県内ではまだ事業として取り組んでいるところはありません。

高齢化率が高くなっている自治体にとっては、高齢者の聴力の衰えについて学ぶことにより、早期発見で介護や認知症の予防につなげていく役割があると考えます。まずは、ヒアリングフレイルとはどういうものなのか、取組が始まっている自治体の先行事例等の調査研究を始めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 9番的場 要議員の質問に回答いたします。

ヒアリングフレイルとはどういうものなのか、調査研究を進めるべきではないのかという意見でございます。

ヒアリングフレイルとは聞き取る機能の衰えのことで、聞こえにくさから会話に参加することが困難になると、人とのつながりがなくなって、虚弱な状態や認知症発症のリスクが高まると言われています。

現在、川崎町では、ヒアリングフレイル対策の一環として、不定期ではありますが、補聴器業者による聞こえの相談会、これは予約制だそうです、相談会に会場を提供しており、認定補聴器技能者による聞こえのチェックなどを実施し、必要な方には受診を勧奨しています。

今後は予防という観点からも、まずは本人や家族、周囲の方々がヒアリングフレイルについての正しい知識と見解を持っていただくことが重要であることから、老人クラブや高齢者サロンでのチラシの配布を行うなど、町民の皆様への周知と啓発に努めてまいります。

また、先進自治体の取組も参考にしながら、聴覚機能が低下している高齢者などに向けて、円

滑なコミュニケーションを支援する対話支援スピーカーを窓口対応などに活用できないかも含めて検討してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） このヒアリングフレイルですが、僕もあんまりよく分かっていなかった、そして、これに取り組んでいる事業があるということを聞いて、多少びっくりもしたんですが。皆さんも経験があると思いますが、やはり高齢者の方と会話をしたときに、何度も聞き直されたりですね。あとは自分の親に話かけても全く反応がなかったり。こういうことは、もう年だからなど済まされてきたと思います。

しかし、実は難聴というのは大きく3種類ありますて、通常の機能ですが小さな音が聞こえが悪くなる、これを伝音性難聴、そして音は聞こえるんですけども言葉を理解できない、はつきりその言葉が聞こえない、これが感音性難聴、そしてこれらが同時に現れる混合難聴というものがあります。大体、40歳、50歳頃から難聴になる方も多くて、65歳以上では43.7%の人がその傾向があると。これは男性の場合です。女性の場合は比較的少なくて27.7%であります。

しかし、この伝音性なのか感音性なのかをしっかりと分かること、理解をすることが大事です。実は、介護の現場でもこの耳の難聴について分からぬというところが非常に多くて、現場で高齢者に接していられる職員の方々が、どうしても大きい声になってしまふ。「はい、的場さん、聞こえますか」こんなふうに。「ご飯ですよ」と。ところが耳の症状によっては、大きい声、そして高い声、これが聞き取れない。近くで静かに、この距離感でしゃべったほうが聞き取れるということが分かってきました。これを介護の現場に広めたいというところで、ヒアリングフレイルの講習会があって、僕もそれに参加をしてきました。これが11日の開会日の午後でしたので、保健福祉課長に事前に相談をしたところ、担当者を同席させてくれと言われて、2人で行ってまいりました。非常によかったです。こういう現状を知ること、そしてそういう方がいること、そして難聴の方がいることで、本人も大変ですが、実は周りの人、家族を含めた周りの人がもっと大変だということが分かりました。

まずは、自治体の役割として、こういうヒアリングフレイルというものがあって、皆さん、現状はこういう症状なんですよ、こういうことに気をつけましょう、ケアをしていきましょうということを、役割を持って進めるべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（大宮竜也君） 9番的場議員の質問にお答えいたします。

先ほどお話をありましたとおり、ヒアリングフレイル、聞き取る機能の衰えということであり

ますが、周囲も本人も気づきにくいという特徴があるということでございます。やはり予防としては、自分で、そして周囲がその聞こえにくさを早期発見すること。そして対策としては、そういったことを発見して、聞こえについての相談ができるお医者さん、かかりつけのお医者さんを見つけるとか、そういったところにつなぐということが大切であると言われております。

先ほど的一場議員からお話をましたが、11日の講演会、うちの障害担当が一緒に話を聞かせていただきました。内容について復命を受けましたが、お恥ずかしいですが我々もこのヒアリングフレイルという新たな概念について、ほとんど内容を理解していないところがございました。講演会を聞いていろいろな学びがあったということで、やはりまず我々もよく分からぬといふところで、町民の皆さんもそういったところは、まずはどういったものなのかというところを、リーフレット等配布などして知っていたので、その上で町の聞こえの相談会、こちらについても補聴器業者が主催している相談会でしたので、ちょっとお恥ずかしいですがあまり積極的な周知活動をしていなかつたというところもございます。そういったところも、補聴器業者とも相談しながら、こういった不定期ではありますがほぼ月1回実施しておりますので、その内容を皆さんに知っていたので、当然保健福祉課の窓口等でも常に相談に応じておりますし、そういった相談会につなぐといったことをやっていきたいと思います。

最後に医療機関等につなぐという前段ですね、聞こえ方のチェックというものが必要になってくるんですが、今スマートフォンのアプリ等でそういった簡単にできる、みんなの聴覚能力チェックというようなアプリもあると聞いておりますので、そういったアプリの活用についても併せて周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 的場 要君。

○9番（的場 要君） 今、課長から補聴器のお知らせ、ご紹介の件も話がありました。この補聴器に関しては、3月に高橋議員から補聴器への補助はできないのかというところと、あとは実は今年の2月、高橋克也県議会議員が県議会の中で難聴に関する予防啓発、補装具への補助について質問しております。ですが、こちらは身体障害者手帳の交付対象者、そしてまた18歳未満の難聴児に向けた器具購入助成事業ということで、それ以外の方には当てはまらないというのが現状であります。これは、町単独ではなくて県も含めた全国的な流れ、これを注視しながら、いずれ使えるタイミングが来たらこれを取り上げる、それで僕はいいんだろうなと思っております。

そして、今、課長からもありましたアプリですね、これがなぜ有効かというと、本来耳の聞こえを確認するときは、やっぱり耳鼻科に行って検査をしてもらうというのが一般的なんです。た

だし、耳鼻科ではこれが点数にならない。耳鼻科の先生もあまりいっぱい来られると大変だというところがあります。ですから、本来、目は眼鏡を買いに行くと簡単に検査で数値が出ますが、耳の場合はこれ数値でなかなか表せない、それを簡単にしたのがそのアプリであります。これであれば、例えば自治体でそれを運用して、一人一人確認をしていくのも簡単にできるということであります。医者に行かなくても状態が分かる、そしてそれによってしっかり対応もできる。難聴を患っている方で、実は聞こえるんだけれども聞こえが悪い、しかしその症状が進んでしまうとあの人は認知症だと捉えられやすい。そしてまた、そういったことで孤独になって、周りと関係を持たなくなって、どんどんフレイル、身体の衰えが進んでいく。社会保険料がこれで上がっていく、悪循環であります。ですから、その方がどうやったら聞こえるのか、そしてどうやつたらコミュニケーションを取れるのか。コミュニケーションを取った途端に顔が笑顔になって、体も元気になっていく、自分のことを分かつてもらえる、こういった方向に進むそうです。

自治体の役割、各施設もこれから勉強をしていく段階でございますが、自治体の役割としていち早くフレイル、これに着手をして、調べて、どういうことからできるのか探っていただく、これが高齢化の高い我が町にとって必要なことではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 改めて、この4年間コロナ対策に追われてきました、多くの予算や政策を取ってきました、皆さんのご意見を賜って様々な政策を取ってきました。健康が一番、ましてや長生きするわけですから、そういった中で、また眞幡副議長からも老人クラブの充実、かなり進めるように言われておりますが、こういった問題も同時に、問題というかそういう対応もしていく時代になっていると思います。しっかりと、今やれることを見つめてやっていきたいと思います。担当課の人も行ったということは、やはり大切なことだと思います。これからしっかりと対応してまいります。

○議長（眞壁範幸君） これで的場 要君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前11時46分 散会

上記会議の経過は事務局長小原邦明が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
